

「^{むい}無為の奉仕」 （松前地区保護司会会報ともしび第 10 号寄稿）

日頃から、保護司の活動に精励されております皆様に感謝の気持ちを込めて敬意を表します。普段あまり保護司の皆さんから具体的な活動について、お話を聞く機会もなく、イベントでの啓発活動、中学生の野球大会については、理解しておりましたが、出所者の具体的な更生活動については、しばらく、意識することがありませんでした。

毎日新聞の社説（12月3日）には、事件の検挙者に占める再犯者の割合が上昇を続け、再犯率は過去最悪（48.7%）、20年連続で上昇、高齢者の再犯が数字を押し上げ、7割が窃盗で、出所後の貧困・身寄りがないことや認知症による判断力の低下、特に働く場所の確保が厳しい状況を訴え、更生保護施設の拡充、受け皿の開拓を強調し、「再犯防止計画」の策定等、自治体の取組の必要性も指摘する内容が掲載されておりました。

私にとって、あらためて活動の重要性を感じ、考える良い機会となりました。

地方自治法が施行され 70 年が経過しました。戦後の混乱の中、疲弊した地方の復興に大きな役割を果たしてきたものと思います。長い道程の中で、地方分権改革から地方創生へと変遷、国の関与の縮減など、制度として大きく変化したものの、自主自立の地方政府の実現には程遠く、「財源問題を含めた、地方の自由な裁量権の拡大」「行財政改革として実行してきた人的体制の見直し」など、少子高齢化の進行が止まらない地方の課題も多くあります。「地方の行政力は限界を迎えつつあるが、それが、地域力の限界であってはならない。残る力を振り絞って、住民力の拡充を進めなければ。」との決意の提言もあります。

厳しい背景での町づくりには、自治の基本「自助・互助・公助」の姿勢を自ら積極的に実践することを覚悟しなければなりません。

保護司の皆さんの活動のような「無為の奉仕」が地域に根付き、まちづくりへの不断の活力になることを願い結びといたします。